

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(亀井、加藤)
(電話) 06-6949-6449
- ・神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門
(岡村、日高)
(電話) 078-453-1105

令和8年7月22日

阪急バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が立入監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和8年7月22日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：阪急バス株式会社（法人番号：6120901019848）
営業所名：芦屋浜営業所（兵庫県芦屋市新浜町1番地3号）

2. 立入監査の実施日

令和8年3月6日

3. 監査の端緒

業務後点呼における運転者の酒気帯びの有無の確認について、一部の運転者がアルコール検知器の使用を徹底していなかったと事業者から報告があり、立入監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分内容：道路運送法（以下、「運送法」という。）第40条に基づく輸送施設の使用停止処分（延べ10日間の事業用自動車使用停止処分）
【3両×2日間、1両×4日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ①点呼の実施義務違反【未実施、一部実施不適切（初違反）】
（運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項）
- ②運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（初違反）】
（運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- ③運行管理者の指導監督義務違反【指導監督不適切（初違反）】
（運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）

配布先

青灯クラブ
兵庫県政記者クラブ
陸運記者会(ハイク部会)